

**「福生市公民館の将来像について」
答申**

**福生市公民館運営審議会
(平成 19 年、20 年度)**

目次

まえがき	1
市民に開かれた公民館であるために	2
1 これからの公民館利用者とは.....	2
(1)学習は「個」から出発	2
(2)市民すべてが利用者を目指して	2
(3)市民活動・NPO団体への支援	2
2 「公民館なんでも委員会」の設置.....	3
これからの公民館事業のあり方	3
1 公民館事業の視点.....	3
(1)公民館事業の公共性	3
(2)共に生きる社会を目指す学びのために	4
(3)主体性を育てる学びのために	4
(4)地域文化の継承と創造のために	5
(5)電子化の進展に伴うツールへの支援	5
2 地域に出て行う事業のあり方.....	6
(1)地域活動への積極的な参加による支援	6
3 公民館の学びの循環.....	6
(1)市民の力を活かすシステムづくり	6
(2)市民活動団体（NPO法人を含む）と共に	6
4 事業評価の視点と方法.....	7
(1)双方向評価の導入	7
(2)事業評価の公表	7
市民の公民館利用について	8
1 住民への学習保障.....	8
2 公民館を無料で利用する意味と公共性.....	8
3 利用者連絡会・交流会が果たす役割.....	8
市民の学習を支える職員のあり方	10
1 公民館職員の視点.....	10
(1)市民の学習を支える視点	10
(2)主体的な市民を育てる視点	10

2	公民館職員としての研修のあり方.....	10
	(1)研修とその体制の充実	10
	(2)専門性を高めるための制度の活用	11
3	公民館職員の体制.....	11
	(1)職員集団の確立	11
	(2)公民館職員の男女同比率配置	11
	公民館運営審議会委員の役割	12
1	公民館の目的と公民館運営審議会委員.....	12
	(1) 公民館運営審議会の役割	12
	(2)公運審の役割の見直しと活性化	12
2	公運審委員の研修について.....	12
	施設の整備・運営	13
1	基本的な視点.....	13
2	施設づくり.....	13
	(1)公民館分館（2分館）の改修	14
	(2)バリアフリーデザインに向けた施設検討企画会議（仮称）	14
	(3)自然エネルギー・エコ関係装置を設置	14
	(4)一人でも気軽に来館できる、ロビーの活用	14
3	公民館の新たな拠点づくり.....	15
	福生市公民館運営審議会委員名簿	17
	福生市公民館運営審議会活動記録	19
	起草委員会 委員名簿	23
	起草委員会 活動記録	25
	答申文案作成会議 活動記録	27
	資料.....	29

まえがき

福生市公民館三館は（本館 昭和 52 年、松林分館 昭和 54 年、白梅分館 昭和 55 年）設立後今日に至るまで、市民の学習権の保障と活動の支援、そして文化活動の拠点の一つとしてさまざまな事業を行ってきました。

しかし、公民館を取り巻く日本全体の社会教育の状況としては教育基本法が改正され（平成 18 年 12 月）、さらに社会教育法も改正され（平成 20 年 6 月）経費削減を目的とした指定管理者制度の導入が各地の公民館で行われるなど、公民館や社会教育を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような変化の中、福生市公民館運営審議会（以下「公運審」という）においては、館長からの諮問を受け「公民館の管理運営について」（資料 5）を平成 17 年 11 月 30 日に、答申しました。

また改正教育基本法（資料 3）では、教育振興基本計画を各自治体において作成することとされています。このたび、福生市公民館において独自の基本構想、基本計画づくりを前提とした「福生市公民館の将来像について」（福教公発第 49 号）を平成 19 年 6 月 14 日に福生市公民館長より諮問され（資料 1）、公運審ではすでに中間答申を平成 20 年 3 月 29 日に提出しましたが、福生市公民館の将来像を考えていくうえで、市民に深くかかわる事柄であるため、公運審は市民とともに起草委員会を立ち上げました。

起草委員会では、下記の項目に沿って討議、検討を重ねてきました。

- 1 団体・サークルへの学習支援
- 2 職員のあり方やスタッフの配置計画
- 3 事業の企画・運営
- 4 公運審の役割
- 5 施設の整備・運営

討議を重ねた結果、追加事項を含めて 6 項目にまとめ答申いたします。

市民に開かれた公民館であるために
これからの公民館事業のあり方とは
市民の公民館利用について
市民の学習を支える職員のあり方
公民館運営審議会委員の役割
施設の整備・運営

市民に開かれた公民館であるために

1 これからの公民館利用者とは

公民館はこれまで「利用者」である市民の学びを保障し、支援してきましたが、福生市公民館において、「公民館利用者」とは、公民館で活動する趣味・学習サークルなどに所属する人を指してきました。

しかし、公民館の将来像を構想する際、今まで認識されていなかった利用者及び将来の利用者にまで視野を広げて考える必要もあります。

(1)学習は「個」から出発

学び（学習活動）の最小単位は、一人の市民、「個」から出発します。これまでも主催事業である学級・講座等を開催し、「個」の学習を保障してきました。

それは公民館の役割から見れば、市民に単に学習の出発を保障するだけではなく、そこに参加する市民が「学びの主体者」として成長し、変化していく過程を保障するものでもあります。

また一方、市民から見ればその講座に参加することで他者と交わり、相互に学ぶ場を得ることになりますが、その相互の学びの過程を経てこそ真の「学びの主体者」と変化成長していくのです。

その意味では、サークルを構成しない「個」の学習主体である講座等の参加者も公民館利用者と言えます。学び、成長していく主体的な市民は、将来の公民館像を体現しているとも言えます。学ぶ主体者こそが、明日の公民館を育てる人材となるでしょう。

(2)市民すべてが利用者を目指して

これまで公民館を全く利用したことのない市民「未知の利用者」も視野に入れ、社会の制度不備や物理的障害が原因でなかなか公民館に来られない市民、暮らしと仕事に追われ自らの課題に気付く余裕のない「沈黙の市民」をも含めて学習支援の対象であることを再認識する必要があります。

(3)市民活動・NPO団体への支援

現在、公民館で活動するサークルは、社会教育関係団体として位置付

けられていますが、市民活動団体（NPO）も社会教育関係団体として公民館を無料で利用できる、福生市公民館条例「第11条 法第20条の目的で使用する場合及び委員会が公益上必要であると認めた場合を除き、使用料を徴収する」の規定を適用する必要があります。（資料4）

NPO法人格を取得し独自事務所を持って運営を進めるところもありますが、今まさに成長段階の市民活動もあります。そのような成長段階にある活動や実践の下地作りとなる学びの場として、公民館の援助が必要と思われます。（資料6）

2 「公民館なんでも委員会」の設置

広く利用者の考えや意見に耳を傾け、積極的に活用する意味で「公民館なんでも委員会」（仮称）の設置を求めます。

（項目 .「これからの公民館事業のあり方」とも重なるため、そちらに記載）

これからの公民館事業のあり方

1 公民館事業の視点

(1) 公民館事業の公共性

社会教育施設として、市民の学習を保障している公民館事業・講座は、常に地域に向けて開かれたものでなければなりません。生活スタイルが多様化した現代、地域の課題も多様化しています。現在の課題を掘り起こし、将来起こりうる課題に備え、公民館での学びを通し、個人の課題から地域課題として共有していく必要があります。

一方、地域に目を向けるだけでは見えにくい課題も多くあります。食の自給率と安全、地球環境と温暖化、生態系の変化、エネルギー争奪と平和・安定、新自由主義経済の破綻と混乱などが挙げられます。これらを身近におきかえれば、「福生市内の農業は持続できる？」「福生産の野菜や食品を食べよう」「納豆をこれからも食べられるか？」「多摩川の動物は変化している？」「何故、商店のシャッターが閉まっているの？」などなど、実は自分たちの足元の問題と明らかにつながっています。このように学びの課題そのものに、また学びの中味や質そのものに、明ら

かな公共性が求められる時代へと変化していかざるを得ません。知識を「会得」する学びに加えて、問題の抽出やその解決に向けた実践を取り入れ「体得」する学びが重要と考えます。

公民館事業はこれらの変化に対応し、またこのような学びの必要性を「沈黙の市民」からもキャッチし、その上で一緒に問題解決の糸口となる実践的な機会を提供していくことが、公民館事業の公共性といえます。このような公民館の公共性の理念をどのような事業でさらに実現できるか考えることが大切なことです。そのためには、市民と職員が知恵を持ち寄り事業や運営について自由な意見交換できる場が必要です。

市民の自主性を高め、利用者の拡大を図る講座・事業の計画と運営を目指し、市民と職員が協働できる「公民館なんでも委員会」(仮称)制度を提言します。

(2)共に生きる社会を目指す学びのために

市民が自由に楽しみながら生きがいである趣味に打ち込んだり、学習を積み重ねたりできる場であるためには、「平和」と「人権」が公民館の基本になければなりません。平和を維持させるために他者を理解し、人権を守るためには他者を尊重することを学ばなければなりません。

学習の出発は「個」であることは、先に述べましたが、「孤立化」や「自己責任という名の社会的分断」に追い込むものであってはなりません。このような方向性が、現代社会のひずみを生み出していると言えます。

公民館は、これとは全く正反対のプラスの方向に進むべきです。相互の理解を深め、人とのかかわり、他者と共に得る学びこそが共感を呼び起こし、課題の共有を実感させ互いに認め合い生きる「共生」を可能とします。

この点を踏まえ、「共に生きる社会を目指す学び」を公民館事業に加えることを提言します。

(3)主体性を育てる学びのために

これまでも公民館は学びの中で、主体性を育てることに着眼をしてきましたが、なかなか容易なことではありません。

机上の学び・座学への偏りを排し、相互の学びを深め楽しいものにするために、参加型の学びと実践型の学びの手法を取り入れていく必要があると思われます。学びへの参加意欲を引き出し、知識を活かす実践を取り入れることで、課題への当事者意識が芽生えることを期待できます。また、さらなる段階の学びや意欲を生み出すでしょう。

具体的には、参加型・実践型の学びを取り入れるため、ワークショップ手法やファシリテーター力を身につける講座の開催、市民活動団体・NPO団体との連携や共同企画を提言します。

(4)地域文化の継承と創造のために

地域文化は、その場所に住んでいた人たちが、日々の生活をして身に付けてきたものであります。積み重ねてきた文化を伝承していくことで、その習慣や想いを引き継いでいくという意味があります。時間をかけて深められた地域の財産を発見し、さらに今に生きる文化を創り出し残していくのです。公民館で学ぶ文化とは、流派、家元、宗教、人種などで差別することなく、広い視野で文化の歴史や本質を学習することに意味があります。

文化講座関連の講師は「公民館の学び」の大切さを理解してもらうため、新規講師への説明会の実施を提言します。

(5)電子化の進展に伴うツールへの支援

公民館で活動する団体、あるいは公民館事業に参加する人々にとって、公民館との通信ツールとして、また作成文書の提出など、今やパソコン使用を無視することはできません。更に将来、利用手続き等の電子化を想定し、対策が必要です。パソコンを所持し利用できる人とそうではない人との情報格差をつくらないためにも、早急に取り組みが必要です。

公民館利用者が活用できるパソコンを三館に設置することを提言するとともに、その利用ルールづくり、情報格差をつくらないためのパソコン操作講習を行うことも提言します。

2 地域に出て行う事業のあり方

(1)地域活動への積極的な参加による支援

公民館の基盤となる理念と公共的意味を地域へと広げていく時に、幼稚園、保育園、学校、ふっさっ子の広場、学童保育、児童館、小地域福祉活動等にもつながりを持ち、公民館利用者がそれらの活動へ積極的に参加（支援）することが考えられます。

例えば、公民館・公民館利用者の学びを活かした「出張講座」（仮称）を開催するなど、公民館という拠点を持ちつつ、その学びを生かす場を広く地域に広げていくことで、今まで公民館に興味がなかった市民（未知の市民）にも、教育機関としての公民館をアピールする場として活かします。高齢等の問題で、公民館を訪れる事が難しくなった市民への学習も保障できます。

公民館と地域の間にとって地域のニーズを把握し、連絡調整をはかるコーディネーターの養成と公民館・公民館利用者が地域に参加するという出張講座を提言します。

3 公民館の学びの循環

(1)市民の力を活かすシステムづくり

市民が公民館で学んだものを活かす場があれば、受け身の学習から地域への積極的な発信へ変化し、より社会教育的視点を持った活動として活かします。講座を受けた市民や、自主活動の中で学習を重ねた団体・サークルを地域の社会教育資源として考え、それを還元できるシステムづくりがまず必要です。

市民と職員との協働の講座づくり、市民のステップアップ研修制度を設立することを提言します。

(2)市民活動団体（NPO法人を含む）と共に

市民活動団体（NPO法人を含む）は、多くの場合その団体設立者（複数の場合も含む）の学びや実践・体験活動によって出発しますが、会の目的やミッションを実践・達成することが重要な課題となり、そのために学びも必要となります。社会状況や現環境の把握、どのような方策を持って活動の障害を打破するか、また多くの人々に理解を求め、かかわりを促すにはどのような方法があるか、さらに活動実践を発展させ地域

政策への提言ができるかなど、本質的な学びから方法論的学びにいたるまで、多くの学びが必要とされます。市民活動団体が蓄積してきた実践や課題を提供してもらいながら、公民館と共同で事業を企画することも可能です。

これらは、現在のような公民館から援助を受けるという立場の「公民館利用者・利用団体」に留まるものではなく、「公民館を持続的に創る」「公民館事業を企画運営する」など、まさしく公民館の運営主体者として成長していく姿がその将来的視野に含まれてくるのではないのでしょうか。

市民活動団体が蓄積してきた実践や学びを提供してもらいながら、公民館職員と事業を共同企画したり、共催を実施することを提言します。

4 事業評価の視点と方法

(1)双方向評価の導入

現在の評価方法は、担当職員が記入法を基に独自判断していく方式ですが、評価の透明性や正確性、公平性が問われます。実施事業・講座の内容に関する評価は、参加人数のみでは測れないものがあります。いわゆる公民館の基本となる精神を活かした、真に必要な事業・講座も当然あるはずです。企画した担当職員と、事業・講座参加者での双方向での評価が必要でしょう。チェックシートの導入で、同一の基準について互いに評価しあい、評価対象に講座への感想やリクエストを入れ、点数に表れない点も評価に組み入れて分析し、次年度の講座作りへと活かしていくことも大切であると考えます。

担当職員と事業・講座参加者の双方向の評価システムを作ることを提言します。

(2)事業評価の公表

事業評価は単に、該当事業担当職員個々を評価するものではなく、公民館としてなすべき事業評価としてとらえることが肝要です。

よって、事業評価の透明性を高めるため、広く市民に向けて公開することを提言します。

市民の公民館利用について

1 住民への学習保障

社会教育法第 20 条（資料 2）には「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあります。この法律で規定された公民館の目的に沿い、福生市公民館は福生市公民館条例第 11 条（資料 4）を根拠として、すべての住民に学びのための無料利用を保障しています。学びの対象が、すべての住民であるためにもこの基本を外すことはできません。

住民の学びのため、公民館利用の無料保障を今後も堅持するよう提言します。

2 公民館を無料で利用する意味と公共性

市の財政の逼迫が論じられる昨今、現在から将来までも市民に欠くことのできない学びの基本的保障として「使用料無料」を堅持するためには、単に施設を「無料で借りられる」という単純な理解から脱却し、公民館が福生市全体のお財布の中でどのくらいの予算であるか、また公民館予算をどのような事業にどのように配分されているのか等、公民館利用者がもっと積極的に公民館運営や市の行財政全般に関心を持ち学ぶ必要があります。

限りある公的財源から保障されている学びは、「私だけ」のものではなく、「私が学ぶ」という枠を超え、「他者にも保障されている権利 学ぶ」をはっきりと認識することが重要です。利用者一人ひとりに問われる、「公共性」とは、私たちが、「私」に保障される学びへのコストを意識し、自己の学びや相互の学びから得た成果を、自らの意思によって他者にあるいはさらに開かれた領域へ向けて発信し、提供することが必然であり、学びがそのような行為に繋がるのが価値あると気づくことが、さらに「公共の福祉」を認識することになります。

3 利用者連絡会・交流会が果たす役割

公民館本館は利用者連絡会、松林分館、白梅分館は利用者交流会が各

団体・サークルの独自目的を越え、二か月に一度、交流を深める場として設けられています。公民館活動をする上で、あらゆる問題を出し合い共に考え解決する場でもあります。また市民の学習意識を高め、公民館利用者としての連帯を培うためにも大切です。

三館が協力して行う「公民館のつどい」の趣旨もまた、同様なことを目指しています。「出会い知り合い交流していくために、各分野を越えた交流の場にしていきたい」「公民館で活動することの意味を考えていきたい」「活動し、交流しあう中で、生活や地域の課題を考えていきたい」「つどいが、ひとつのきっかけとなって、後に横に繋がりあえる場を持ち続けていきたい」とあります。今後も趣旨を確認しつつ継続して取り組むことが必要です。

平成20年9月16日配布、10月13日回収した公民館利用団体へのアンケート（131サークル回答、回収率57%）（資料7）の中で、「公民館における利用者交流会・連絡会、まつり・つどいなどの実行委員会はどのような目的（役割）を持っていますか」という質問に対し、「公民館活動をしている人との、交流や情報交換の場」と思う意見が一番多く（28.9%）、「利用者交流会・連絡会は利用者でつくっていく場だと思う」（26.5%）、「サークル間の交流を深め、公民館のことを共に考える場だと思う」（18.6%）という回答が寄せられました。アンケートが示す結果として、74%の団体が「交流を大切にし、かつ利用者自らがそれらを作る」としています。この結果から今後も意味ある形で継続させることが必要です。

利用者連絡会・交流会が更に発展するためには、先に述べたように公民館利用者の概念を広げ、年間テーマを決め、年度を通して関心や学びを継続することが必要です。また公民館職員にとっては、公民館利用者や市民の意見・要望をつかむ場として、積極的に関わることが求められます。

利用者一人ひとりが主体的にかかわり、利用者連絡会・交流会を活性化するため、会議運営の力をつけるファシリテーター養成講座等の開催を提言します。

市民の学習を支える職員のあり方

1 公民館職員の視点

(1)市民の学習を支える視点

公民館における学習は、幸福で健康に暮らすための学びであり、常に「平和」「人権」「共生」を基本とし、市民同士が地域社会の課題を学習課題として見出し、相互学習という手法によって自ら解決していく力を養うことにあります。

つまり、公民館における学習は知識や情報を得ることに留まらず、人間として地域社会の中で生きていくための力を養う学習と言えます。

そうした市民の学習を支える公民館職員の視点は大変重要になります。(注)「公民館職員」とは、嘱託職員、公民館保育者などすべての職員を含みます。

(2)主体的な市民を育てる視点

公民館の学習は、個人が自身の学習要求を満たすだけでなく、共に学ぶ関わりの中からお互いを理解し、相互に学ぶ関係を生み「主体的な市民」に成長していくところに意味があります。公民館職員は参加者と参加者を意識的に結び、市民の主体的な学習を継続的に支える事が必要です。

公民館職員は、市民の学習を支える視点、主体的な市民を育てる視点を持って公民館事業運営を進めるよう提言します。

2 公民館職員としての研修のあり方

(1)研修とその体制の充実

公民館職員は公民館への理解を深め、社会教育の理念を学んだうえで事業・講座において実践していくことが求められています。特に新任職員は公民館・社会教育全般にわたる基礎的な学びが必要であり、研修体制を充実させる必要があります。

また、公民館の事業・講座が地域課題や生活課題の解決に必要とされる学習であるためには、地域課題の吸い上げや分析力が必要であり、全職員が定期的に研修をする体制作りが必要です。

さらに外部研修へ積極的に参加し様々な情報を得、研修の成果をレポ

ートなどで公開し、すべての公民館職員と市民で共有することが求められます。

(2)専門性を高めるための制度の活用

公民館職員は専門的な資格（社会教育主事）を持っている職員で構成されることが望まれますが、現在は一般職からの異動ということが多く、公民館職員としての専門性を高めることが課題となっています。社会教育主事資格取得へ積極的に取り組めるよう、現行制度を活用していくことは、市民の学習を支える公民館職員の力量形成を育む上で重要です。

公民館全職員が定期的に研修をすること、及び社会教育主事資格取得制度の活用を提言します。

3 公民館職員の体制

(1)職員集団の確立

現在、福生市には本館と分館 2 館の計 3 館の公民館があり、事業系の職員が本館には 5 名、各分館にはそれぞれ 3 名（内 1 名は嘱託職員）が配置されています。しかし、近年在職年数がますます短期間となり、市民と共に取り組んできた地域課題も、市民との関係も中断せざるを得ません。

職員が個別に取り組むのではなく、職員集団として検討し多角的・継続的に取り組むことが、講座や事業の公共性にもつながります。

職員が望む限り、最低 5 年の在職を求めます。さらに、一人が異動しても事業がスムーズに引き継がれるよう職員集団の確立を提言します。

(2)公民館職員の男女同比率配置

福生市では、憲法が保障している「基本的人権の尊重と両性の本質的平等」を男女共同参画行動計画策定にあたって基本理念としています。女性も男性も一人ひとりの人権が尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によりあらゆる分野へ共に参画することを目指しています。

公民館が「人権」や「共生」を実現する市民の学習を保障する場であるからこそ、公民館職員は男女同比率で配置されるよう提言します。

公民館運営審議会委員の役割

1 公民館の目的と公民館運営審議会委員

(1) 公民館運営審議会の役割

公民館は市民の為に各種事業を行う教育機関であり、その学びは、地域とかかわる視点を持つことが必要です。この公民館の目的（社会教育法第20条）に則し、公民館運営審議会(以下「公運審」という)は、社会教育法第29条(資料2)に基づき設置されています。公運審の役割は、公民館長の諮問機関であり、公民館における各種事業の企画、実施について調査審議することを役目としています。

福生市公民館条例第17条で、公民館運営審議会委員(以下「公運審委員」という)の定員は10名以内と規定されています。現在は学校教育関係者1名、学識経験者2名、社会教育関係者(社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者)7名、計10名の構成です。

市民の意見を直接公民館に伝えるパイプ役として、また市民の主体的な学習活動を職員と共に支援する大切な責任を担っている組織です。

公運審委員は積極的に利用者の要望や意見を受けとめるよう努力する必要があります。

公運審は市民と職員に呼びかけ、公運審主催の意見交換会を年に1回開催する事を提言します。

(2)公運審の役割の見直しと活性化

公運審は公民館と市民をつなぐパイプ役を担いながらも、市民にあまり知られていない現状があります。本来の役割を果たすためには、選出された公運審委員の経験や個性を活かし、日々新たな課題に向け研修することが必要です。

公運審の活動を活性化するためには、役割を見直し、幅広い分野からの人材の確保が必要です。公運審の役割などについて市民と共に積極的に検討することを提言します。

2 公運審委員の研修について

公運審委員は、公民館の教育機関としての役割や歴史的な背景を踏まえ、社会教育について基本的な理解をしたうえで活動することが求められています。

現在公運審委員は、東京都公民館研究大会、関東甲信越静公民館研究大会、東京都公民館連絡協議会委員部会の研修会などに参加し、研修内容を公運審だよりに掲載、またはレポート集にまとめ報告をしています。しかし、今後も日常的な研修が必要です。

学識経験者や社会教育の専門知識を持った講師による研修を年2回は実施すること、また年に1回は他市の公民館や社会教育施設の視察研修を行うよう提言します。

施設の整備・運営

1 基本的な視点

福生市公民館は、公民館本館 1977 年（昭和 52 年）・松林分館 1979 年（昭和 54 年）・白梅分館 1980 年（昭和 55 年）にそれぞれ設立され、以来、幅広く市民が、地域課題について学び、生活に活かす場として、また文化活動の場として重要な役割を果たしています。

したがって、だれもが利用しやすいように施設を整備することが求められています。そして、施設の増改築に際しては、市民の意見や要望を反映させるとともに、管理・運営への市民の参画も新たな検討課題です。また、地域に密着した市民の学びの拠点として、学校を含めた既存の公共施設の利用も推進していく必要があります。

2 施設づくり

社会的・物理的・地理的に参加の制約を受けやすい人々の権利に配慮し、すべての市民が利用しやすいよう、施設を整備する必要があります。特に、公共施設を新築・改修する場合、バリアフリー化に努めることが義務づけられていますが、既存の施設の中にはバリアフリーでないところもあり、早期の改修が望まれます。

社会教育施設として、現代社会の環境対策の推進に呼応し、環境に配慮した設備面の対処をする必要性もあります。

公民館の顔(ロビー)は、広く市民に開放し、自由に、気軽に親しめる場、情報媒体の整備等の機能を備えた多目的な場所に改善する必要があります。

(1)公民館分館（2分館）の改修

松林分館・白梅分館は、すでに建設から30年が経過しており、耐久年数から勘案すると、両館施設の機能、設備面を早急に改修する必要があります。

松林分館、白梅分館の施設機能、設備面の改修を提言します。

(2)バリアフリーデザインに向けた施設検討企画会議（仮称）

市民と行政による施設づくりの施設検討企画会議（仮称）を開催し、活用面の意見や要望を反映した施設づくりを図ります。だれもが使いやすいようにハード面（物理的バリア）を整備するには、年齢、性別、障害、母国語の違い等の理由のため、社会的参加に制約を受けやすい人々の要望を、行政と共に施設検討企画会議（仮称）を通して反映させることが大切です。真に利用しやすいバリアフリーデザインの施設、点字マニュアル、音声案内、掲示板などの備品等、利用しやすい環境を整備し、思いやりと配慮のある対応を目指す必要があります。

市民との意見交換により、心のバリアフリーを実現するとともに、意見や要望を反映したバリアフリーデザインの施設づくりを実現するために施設検討企画会議（仮称）の設置を提言します。

(3)自然エネルギー・エコ関係装置を設置

福生市は、2030年までに福生市の二酸化炭素排出量約25万トンをも50%削減することを目標としています。そのためには太陽光発電、雨水再利用、センサー付き器具、部屋の個別冷暖房、ヒートアイランド現象の緩和策等を有効利用し、環境に配慮した施設づくりが必要です。環境面・省エネ化の施設づくりを通して、市民の環境への意識を促すことにもなります。

地球環境に配慮した施設づくりを提言します。

(4)一人でも気軽に来館できる、ロビーの活用

市民・利用者・公民館職員による、ロビー検討会議（仮称）を開催し、市民が公民館に気楽に足を運び、自由な雰囲気での交流が図れる、ロビーの活用を目指します。

出会い、ふれあい、交流するたまり場となるロビーの活用を提言します。

3 公民館の新たな拠点づくり

公民館は、市民一人ひとりの学習支援に努める一方、公民館の建物の中だけの学習ではなく、市民がより身近で利用しやすい環境づくりを進めることも求められています。

福生市には3つの公民館(含む分館)がありますが、自由に利用するには地理的、社会的な制約により来館する事が困難な市民もいます。

現在市内には小学校7校がありますが、小学校区は児童が徒歩で通学できる範囲にあります。また施設的には、校庭、体育館、学校図書館、特別教室など、市民が有効に活用することが出来る環境が整っています。小学校区を拠点とした公民館活動を展開することにより、より多くの市民へ学習の機会を保障することができます。

小学校区を基礎単位とした学習拠点づくりを提言します。

福生市公民館運営審議会委員名簿

委員長 高崎 賢啓 印

副委員長 田中 加代 印

吉岡 勇 印

本庄 公已 印

市川 重一 印

穴戸 千里 印

林 幸子 印

岩田 かほる 印

高水 清安 印

朝岡 幸彦 印

福生市公民館運営審議会活動記録

日時	内容
平成 19 年 6 月 14 日 (木) 午後 7 時 30 分 ~	定例会 諮問「福生市公民館の将来像について」を受ける
7 月 12 日 (木) 午後 7 時 30 分 ~	定例会 将来像について学習会
8 月 9 日 (木) 午後 7 時 30 分 ~	定例会 中間答申について
8 月 23 日 (木) 午後 7 時 ~	小委員会 中間答申の内容について討議
9 月 13 日 (木) 午後 7 時 30 分 ~	定例会 小委員会進捗報告及び中間答申について討議
9 月 20 日 (木) 午後 7 時 ~	小委員会 中間答申の項目について
10 月 18 日 (木) 午後 7 時 30 分 ~	定例会 小委員会進捗報告 中間答申内容について討議
10 月 26 日 (金) 午後 7 時 ~	小委員会 中間答申項目を選定、骨子作成
11 月 8 日 (木) 午後 7 時 30 分 ~	定例会 小委員会進捗報告 中間答申項目について討議
11 月 27 日 (火) 午後 7 時 ~	小委員会 答申の内容について
12 月 13 日 (木) 午後 7 時 30 分 ~	定例会 小委員会進捗報告 今後の進行について討議
12 月 20 日 (木) 午後 7 時 ~	小委員会 中間答申文案について
平成 20 年 1 月 10 日 (木) 午後 7 時 30 分 ~	定例会 小委員会進捗報告 中間答申(案)について討議
1 月 31 日 (水) 午後 7 時 ~	小委員会 中間答申項目について

日時	内容
2月14日(木) 午後7時30分～	定例会 小委員会進捗報告 中間答申(案)について
2月21日(木) 午後7時～	小委員会 中間答申(案)文案の検討 ロードマップ作成
3月13日(木) 午後7時30分～	定例会 小委員会進捗報告 中間答申(案)について
3月27日(木) 午後7時～	小委員会 中間答申(案)修正作業
3月29日(土) 午後7時～	小委員会 説明会について討議
4月10日(木) 午後7時30分～	定例会 中間答申提出報告 今後の予定確認
4月17日(木) 午後7時～	第1回 中間答申説明会 場所：福生市公民館本館視聴覚室
4月19日(土) 午後1時30分～	第2回 中間答申説明会 場所：福生市公民館本館視聴覚室
4月22日(火) 午後7時～	第3回 中間答申説明会 場所：福生市公民館本館視聴覚室
4月24日(木) 午後7時～	第1回 起草委員会準備会 討議方法、今後の進行について討議
5月8日(木) 午後7時30分～	定例会 起草委員会準備会について 学習会について
5月15日(木) 午後7時～	第2回 起草委員会準備会 意見交換会を行う
5月23日(金) 午後7時～	小委員会 骨子作成について討議
5月30日(金) 午後7時～	第1回 学習会 場所：福生市公民館本館視聴覚室

日時	内容
6月8日(日) 午後7時～	小委員会 骨子作成について討議
6月12日(木) 午後7時30分～	定例会 第1回学習会の報告及び第2回学習会の確認 起草委員会について
6月14日(土) 午後2時～	第2回 学習会 場所：福生市公民館本館第3集会室
7月10日(木) 午後7時30分～	定例会 起草委員会進捗状況報告
8月14日(木) 午後7時30分～	定例会 起草委員会進捗状況報告 第4分科会「公運審の役割」について討議
9月11日(木) 午後7時30分～	定例会 起草委員会の進行についての確認 各分科会からの報告
10月9日(木) 午後7時30分～	定例会 起草委員会進捗状況報告
11月13日(木) 午後7時30分～	定例会 文案化について 起草委員会進捗状況報告 計画立案方法について
12月11日(木) 午後7時30分～	定例会 ロードマップについて 起草委員会進捗状況報告 今後について
平成21年1月8日(木) 午後7時30分～	定例会 起草委員会進捗状況報告
2月12日(木) 午後7時30分～	定例会 答申書案の検討
2月26日(木) 午後7時30分～	臨時会 答申書案の検討

起草委員会 委員名簿（順不同）

委員長	高崎 賢啓
副委員長	田中 加代
	小野 豊
	伊藤 広美
	秋山 典子
	佐々木 京子
	林 美幸
	須賀 貴子
	鈴木 金吾
	吉岡 勇
	本庄 公巳
	市川 重一
	穴戸 千里
	林 幸子
	高水 清安
	朝岡 幸彦

起草委員会 活動記録

	起草委員会 定例会			第1分科会		第2分科会	
	開催月	開催日時	開催場所	開催日時	開催場所	開催日時	開催場所
平成二十一年	6月	17日(火) pm7:00	公民館本館	17日(火) pm7:00	公民館本館	17日(火) pm7:00	公民館本館
				30日(月) am10:00	福祉センター	26日(木) pm6:00	公民館本館
	7月	17日(木) pm7:00	公民館本館	3日(木) pm7:30	松林分館	24日(木) am10:00	公民館本館
				24日(木) pm7:00	松林分館		
	8月	19日(火) pm7:00	公民館本館	5日(火) am10:00	輝き市民サポートセンター	7日(木) pm6:00	公民館本館
				23日(土) pm7:15	松林分館		
	9月	17日(水) pm7:00	公民館本館	4日(木) pm2:00	公民館本館	9日(火) pm7:00	公民館本館
				24日(水) pm4:00	輝き市民サポートセンター		
	10月	21日(火) pm7:00	公民館本館	14日(火) pm6:30	輝き市民サポートセンター	1日(水) pm7:00	公民館本館
	11月	18日(火) pm7:00	公民館本館	4日(火) pm7:00	輝き市民サポートセンター	6日(木) pm4:00	公民館本館
26日(水) pm7:00		公民館本館	10日(月) am10:00	スターバックス福生店			
			12日(水) pm7:00	松林分館			
12月	7日(日) pm7:00	公民館本館	8日(月) pm7:00		18日(木) pm6:30	公民館本館	
	16日(火) pm7:00	公民館本館	22日(月) pm12:30	ガスト福生店			
			27日(土) pm12:00	松林分館			
二十一年	1月	20日(火) pm7:00	公民館本館	8日(木) pm7:00	松林分館	13日(火) pm6:30	輝き市民サポ
	2月	3日(火) pm7:00	公民館本館			18日(日) pm6:00	ートセンター

		第3分科会		第4分科会		第5分科会	
	開催月	開催日時	開催場所	開催日時	開催場所	開催日時	開催場所
平成 二十 一年	6月	17日(火) pm7:00	公民館本館	17日(火) pm7:00	公民館本館	17日(火) pm7:00	公民館本館
		28日(土) pm7:00	公民館本館	30日(月) pm6:00	ジョナサン		
	7月	22日(火) pm7:30	公民館本館	29日(火) pm7:00	公民館本館	4日(金) pm6:00	福生第六小学校
						25日(金) pm6:00	福生第六小学校
	8月	12日(火) pm7:30	公民館本館			28日(月) pm1:00	福生第六小学校
		25日(月) pm7:00	ジョナサン				
	9月	20日(土) pm7:00	公民館本館	4日(木) pm7:00	公民館本館	5日(金) pm6:00	福生第六小学校
				27日(土) pm7:00	公民館本館	16日(火) pm6:00	福生第六小学校
10月	7日(火) pm7:00	公民館本館			3日(金) pm6:00	福生第六小学校	
	31日(金) pm7:00	ジョナサン					
11月	14日(金) pm7:00	公民館本館	10日(月) pm7:00	スターバックス福生店	7日(金) pm6:00	福生第六小学校	
12月	8日(月) pm7:00		24日(水) pm6:30	公民館本館	5日(金) pm6:00	福生第六小学校	
	22日(月) pm12:30	ガスト福生					
	27日(土) pm12:00	松林分館					
二十 一年	1月	8日(木) pm7:00	松林分館	7日(水) pm6:30	公民館本館	16日(金) pm6:00	福生第六小学校
				13日(火) pm6:30	輝き市民サポートセンター		
				18日(日) pm6:00	輝き市民サポートセンター		
	2月						

答申文案作成会議 活動記録

	開催日時	開催場所
1月	23日(金) pm6:00	輝き市民サポートセンター
	28日(水) pm6:00	輝き市民サポートセンター
	30日(金) pm6:00	公民館本館
2月	1日(日) pm6:00	輝き市民サポートセンター
	4日(水) pm3:30	公民館本館
	6日(金) pm6:30	輝き市民サポートセンター
	8日(日) pm6:30	輝き市民サポートセンター

資料

資料 1

福教公発第 4 9 号

平成 19 年 6 月 14 日

福生市公民館運営審議会委員長

高崎 賢啓 様

福生市公民館長

伊東 静一

福生市公民館の将来像について（諮問）

平素より公民館運営につきましては御指導御鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福生市公民館は開館以来 30 年を迎えることとなりました。

開館以来、今日まで実に多くの利用者の様々な学習要求に応え、できる限りの支援をしてきました。

しかし、近年、学習の中身・方法なども含め個々人の要求が多様化し、また、教育行政の位置づけも変容しつつあります。

これらの背景には、世界規模での経済的・社会的な枠組みや対応の変化が指摘されているところではありますが、時代の変化とともに公民館への要求や果たすべき役割も変化しつつあると考えられます。

特に、平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、教育振興基本計画を各自治体が作成する必要があります。

つきましては、福生市公民館の更なる発展のため、次の事項について御意見を賜りたく諮問いたします。

- 1 福生市公民館の将来像について
(教育振興基本計画の前提となる公民館独自の基本構想、基本計画づくり)

- 2 答申の時期

平成 20 年 12 月

ただし、平成 20 年 3 月までに中間答申をお願いできれば幸いです

資料 2

社会教育法

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

資料 3

教育基本法

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

資料 4

福生市公民館条例

（使用料）

第 11 条 法第 20 条の目的で使用する場合及び委員会が公益上必要であると認められた場合を除き、使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、福生市民会館条例（昭和 52 年条例第 7 号）第 10 条に定めるところによる。

資料 5

平成 17 年 11 月 30 日

福生市公民館
館長 坂本幸雄 様

福生市公民館運営審議会
委員長 田中加代

公民館の管理運営について（答申）

平成 17 年 8 月 3 日付け、福教公発第 92 号により諮問のあったこのことについて、本審議会（平成 17・18 年度）はその一部である“指定管理者制度導入”について緊急性に鑑みて以下のとおり答申いたします。

- 1 指定管理者制度導入について
教育機関である公民館には指定管理者制度導入はすべきでない。
- 2 自主サークル活動の公共性のあり方について
- 3 事業評価について

はじめに

福生市公民館運営審議会（平成 17 年、18 年度）は、平成 17 年 8 月 3 日付けで「公民館の管理運営について」「指定管理者制度導入について」「自主サークル活動の公共性のあり方について」「事業評価について」福生市公民館長より諮問を受けました。

本審議会は公民館の置かれている現状を踏まえ、福生市における公民館創設の歴史をひもとき、さらに今何が課題であるのかをとらえ直した上で、これからの福生市公民館はどうあるべきなのかを答申の柱として、討議することといたしました。特に、「指定管理者制度導入について」は、すでに指定管理者制度に関する条例（福生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例）が制定され、公共施設や社会教育施設においても見直しをする方針が出され、指定管理者制度を導入するのか、それとも従来どおり直営とするのかその決定を下す期限が迫っております。

指定管理者制度導入について、本審議会は、今後の公民館の存在そのものの意義を大きく変えてしまう重大な問題であり、早急に本審議会としての意思を明らかにする必要があるという結論に達し、ここに館長と本審議会全体の承認を得て先ず「公民館の管理運営について」「指定管理者制度導入について」答申し、12 月末までに「自主サークル活動の公共性のあり方について」「事業評価について」を答申いたします。

1 福生市公民館の歴史の概要

福生市公民館は、青年たちの「市民一人ひとりが自分自身の人生、生活を豊かにするための確かな学びと、確実な知識、判断力を身につけながら成長していける公の施設を」という熱い要望が実を結び、設立されて 28 年が過ぎようとしています。この間、本館と分館（2 館）が設立されました。

公民館を創る動き

昭和 47 年 青年団体連絡協議会の中に文化施設研究会を発足させ、青年を中心に公民館に関する基本的な学習をはじめた。

昭和 48 年 「ふっさ公民館を創る市民の会」が発足し、婦人グループや一般市民へ公民館設立の呼びかけをした。また、他市への視察をはじめ「新しい公民館像をめざして」（昭和 48 年 3 月、東京都教育庁社会教育部発行）などの資料を基に、多数の市民が参加して学習会や講演会を開催し、意識を高めていった。この間、公民館だより（ニュース）を 16 回発行

昭和 49 年 「公民館建設」の請願書を、文化連盟とともに福生市議会に提出する。署名者数は 1180 名。

9 月には、市議会において請願書が採択される。機関紙「わたしたちの公民館」を発行し、市民に向け公民館への理解を深めていく活動をする。

昭和 50 年 3 月に公民館建設の予算が計上され、公民館設立が実現に向けて動き出す。

昭和 52 年 総工費 14 億円をかけ公民館（本館）が建設される。

昭和 54 年 松林分館が建設される。

昭和 55 年 白梅分館が建設される。

公民館設立以降の動き

設立当初の公民館は、充実した事業の開設と自主グループ団体の育成、援助が中心でした。公民館利用団体は、青年グループ、婦人グループ、文化活動グループの 30 団体でした。

昭和 52 年 開館当初から公民館の広報紙「館報 - ふっさ市民会館・公民館」、現在の「公民館ふっさ」が発行され、市内全戸に配布された。

昭和 56 年 松林分館において、公民館利用者と地域住民が協力し合い地域の文化を掘り起こし、交流を深める目的で「だれでもなんでも展」が開かれ、本年（平成 17 年）は 25 回を迎えた。

昭和 56 年 10 月に、公民館運営審議会は、公民館運営の主体は市民であるという考えのもと市民の声をより反映するために、社会教育委員会より独立した。

開館当初の公民館主催事業は、幼児から高齢者までを対象に展開され、事業終了後には自主グループ化し、公民館利用グループは増加していきました。活動ジャンルも、学習グループ、趣味文化グループと内容や参加する人も多種多様で、開館後 10 年目には、約 200 グループが活動するようになりました。その後も、幼児、少年、女性、青年、障がい者、高齢者、成人一般の事業は継続しています。

昭和 57 年 市民が出会い知り合い交流を深める目的で「公民館のつどい」が開かれ、本年（平成 17 年）24 回を迎えた。

利用者の発表の場、交流の場として「白梅利用者発表会」が開かれ、現在は「白梅まつり」として、本年（平成 17 年）24 回を迎えた。

平成 11 年 公民館利用者が共同し、お互いの関わりを深める目的で「本館まつり」が開かれ、本年 7 回目を迎えた。

平成 16 年 79 の主催講座が開かれ、約 220 グループ団体が活動している。公民館本館、各分館においての利用者連絡会、交流会は発展し、市民自治の充実と発展に大きな役割を果たしている。

福生市公民館の歴史には、その時代における日常課題にむけての講座や事業への取り組みがあり、今日も引き継がれています。しかし、一方では多くの課題も抱えています。

2 福生市公民館の役割と特色

福生市の公民館では、平成 16 年度に、公民館主催事業として学級講座が開かれ、延べ、8216 人の市民が参加しています。講座の内容として、わかりやすいチラシ作成方法の講座や裁判員制度についての学習会等、身近な事から社会問題まで幅広く取り上げています。そして、多くの市民が関心を持って参加しています。いわば公民館は、市民が学習するき

っかけ作りをしているのです。

公民館で活動しているサークル・団体同士の交流があるというのも公民館の特色のひとつです。それぞれに活動しているサークルが、交流会やまつりなどに参加し、自分達が取り組んでいる内容以外の世界に触れ、また世代間を超えた人間どうしの交流により、地域に古くから伝わる伝統文化を知り関心を持ち新たに参加することもできます。1団体だけでは問題解決ができない事柄も、共同で取り組むことによって解決することもあります。このような交流を通して市民各自が学習する機会を持つことはとても大切なことです。

福生市公民館は、「三多摩テーゼ」に語られている4つの役割「公民館は住民の自由なたまり場です」「公民館は住民の集団活動の拠点です」「公民館は住民にとっての『私の大学です』」「公民館は住民による文化創造のひろばです」を基本理念とし、運営されてきました。

しかし、公民館を利用した事のない市民からは「何をするとところなのか、わかりづらい、入りづらい」「敷居が高そう」という事をよく聞きます。それは、市民に対して「公民館が市民の自由な学習の場」であることが知られていないことも多いのではと思われます。また公民館でサークル活動を続けている団体の中にも、活動内容が深まらないなどの問題が生じたり、方向性を見失ってしまうことさえ起こっています。そうした時、職員の支えが必要となります。市民と職員は共に学びながら成長していくことが求められます。そうしたつながりと信頼関係は一層重要となります。

3 教育機関としての公民館の可能性

公民館は教育機関であり社会教育施設のひとつだというところに大きな意義があると考えます。

第4回ユネスコ国際成人教育会議宣言（1985年）の中で「人は生きていくために空気や水が必要であるように、人は生まれた時から生を終えるまで学習し教育を受けることが、必要であり権利である」とうたわれています。

公民館は、市民が人権、平和、民主主義を共同で学ぶことを目的とし、憲法、教育基本法、社会教育法に定められているように、学習する権利が保障されています。公民館における学習は、講座や事業であってもサークル活動においても参加者一人ひとりが、大切にされ、しかも自由に活動できるものでなくてはなりません。また公民館での学習文化活動は性別年齢などに関わりなく平等に保障されることが大切です。さらに市民の主体的な学習は短期間で終了するものではなく、継続的な支援が保障されることが不可欠な条件といえます。

一方、公民館創設の時代から60年余りが経過し創設当時には考えられなかった様々な学習ニーズが生まれてきています。公民館の限られた条件や財政の中で市民一人ひとりの学習要求に応えきれない状況もあります。また、情報手段も多様になりパソコンや携帯電話があれば世界中から瞬時に情報を得、交信できる時代でもあります。

こうした状況は、人の生活を便利にし部屋にいながらあらゆる知識を得、学習することも可能になってきました。しかし、人と人が日常生活を積み重ね、人と人が地域を作ることが社会であるならば、身近な生活課題や日々の暮らしの知恵、知識を得る必要はおのずと生じてくるものであります。

現代社会において最も必要とされているのは、実は人間同士の日常的な交流であり、そこから芽生える人との関係を学ぶことにあるともいえます。

不登校やひきこもり、また青少年の犯罪など、変化の激しい社会の中で、今様々なひずみが生じ、問題が起きています。そうした現状において、人間が人間らしく生き、地域で生き活きと暮らし、市民同士が連携し、人間性を取り戻す営みが公民館の相互学習から生まれると思われまふ。公民館での主体的な共同学習は、地域に“市民力”を生み、福生市のあらゆる場において自治を育む核となり、大きな力となるに違いありません。

また、公民館が教育機関であるためには公民館職員の専門性と力量が大きな意味を持ちます。公民館職員は事業の充実とともに市民活動の教育的側面を支え、ある時はコーディネーターとして市民と公民館利用者、また市民と行政を結ぶ役割も求められます。職員と市民は、常に時代に即した公民館の新たな可能性を生み出すために共同することが必要です。

4 指定管理者制度導入について

1999年地方分権一括法が成立して以来、地方分権が進み、国は地方自治体に対して地方自治体の独立と責任を増大する方向で改革を行っています。そうした一連の流れの中で2003年の地方自治法改正は、「指定管理者制度」の導入という形で公的社会教育の民営化を一挙に加速させる動きとなってきました。

これまで公民館、図書館、博物館などの社会教育施設については、民間事業者が介入することはないと考えられていましたが、文部科学省における2005年1月の全国主管部課長会議における「社会教育施設における指定管理者制度の適用について」では、「指定管理者制度を適用し株式会社など民間事業者にも館長業務を含め、全面的に管理を行わせることができること」と示し、公民館、図書館、博物館などに対しても適用することができるとしました。

このことは、公民館が憲法、教育基本法、社会教育法を基に今まで市民と共に培ってきた基盤（前項3において述べたとおり）を全て覆してしまいかねない重大なことであります。

しかし、一方で財政上の問題から、他市においては社会教育施設の統廃合や公民館の生涯学習センターへの移行など、公民館の公共性を大きく後退する動きも起こりつつあります。公民館利用者による活動がただ安穩に施設を利用し、個人レベルの関心にとどまるような活動を続けていれば、創設以来の歴史の中で培ってきた公民館における公共性の意義を失ってしまいます。

本審議会は今後の公民館を考えていく上でも、すでに公共の社会教育施設で指定管理者制度を導入している大田区男女平等推進センター（エセナおおた）を訪ね、実際に管理運営にあっている特定非営利活動法人「男女共同参画おおた」（以下「男女共同参画おおた」）の代表者に会い、どのような方針で運営されているのか、今後の活動そして課題について、話しを聞いてきました。

「男女共同参画おおた」による事業方針は明確で、原則としている男女平等推進の視点が貫かれており、そうした事業は住民の大きな支持を得て、利用者も増えているということでした。しかし、参加者が少ない場合、充実した内容の事業であっても見直しをし、継続するかどうかを検討するということでした。それでは少人数の学習要求には応えられないこととなります。また参加者がいろいろな講座に興味を持って、資料代や時に参加費の負担がかかるならば、いつでも誰でも自由に学習できるというわけにはいかなくなります。

また、「男女共同参画おおた」が、高い意識を持ち確かな視点で事業を行い、管理運営面でも確実な成果を上げたとしても、大田区が再度協定を結ぶかどうかは確定ではないということです。このような協定のあり方は「男女共同参画おおた」にとっても非常に不安定であり、利用者にとっても長く学習を続けようとするのを立ち切ってしまうことにもなりかねません。また、「男女共同参画おおた」の経営が危うくなった場合、撤退することも考えられます。これでは、到底市民の主体的で継続的な学習活動を支援できないこととなります。

指定管理者制度の導入は、福生市公民館が28年間の歴史の中で、大切に育んできた市民の自主的で主体的な活動を衰退させ、いつでも誰でも、自由に学べる場であるべき公民館の公的教育機関としての役割を全く失ってしまうこととなります。

公民館は先にも述べたとおり、人権、平和、民主主義の原理を学び、地域住民相互の交流や学習を深める場です。公民館は公的教育機関としての意義を見失うことなく原則に即してこれからも、歩みを続けていくことが不可欠です。

公民館の本来の役割を失い、存在の意義をなくしてしまう指定管理者制度導入に対し、本審議会は導入すべきでないという結論に達しました。ここに答申いたします。

資料 6

平成 12 年 2 月 10 日

福生市公民館長

島 崎 正 雄 殿

福生市公民館運営審議会

委員長 田 中 加 代

N P O (特定非営利活動) 法人への対処について (答申)

平成 11 年 7 月 6 日付け (福教公発第 432 号) で諮問を受けました標記の件について、福生市公民館運営審議会 (任期 : 平成 11 年 ~ 12 年度審議会) は、以下の通り答申いたします。

1 諮問から答申まで

1998年（平成10年）12月、特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されました。これを受け、1999年（平成11年）7月6日付けで福生市公民館運営審議会は、福生市公民館館長より「NPO（特定非営利活動）法人への対処について」という諮問を受けました。

諮問事項：社会教育機関としての公民館と、NPO法人の関係について
NPO法人の福生市公民館利用ガイドラインについて

私たち公民館運営審議会委員は、真に重大な審議課題を与えられたことを認識し、公民館とNPO法人の今後について、さっそく資料・情報を収集し、各市におけるNPO法人の活動についても研修を重ねました。

また、福生市における公民館の歴史の中から市民が公民館に何を求め、公民館がどう応えてきたのかなど、公民館と市民の深い関わりの中から何を大切に育て合い成長し合ってきたのかを確認するとともに、今後の課題とこれからの展望についても検討して参りました。

審議に際しては、定例審議会において委員全員で討議し、また小委員会を設け慎重に審議を重ねた結果、以下の3項目を柱に、公民館運営審議会の今後の対応について検討いたしました。

- (1) NPO法人の公民館利用について
- (2) 公民館のNPO法人への支援の方法と内容
- (3) 公民館における物品の販売について

2 福生市公民館のあゆみとNPO法人とのかかわりを考える

（なぜ、今公民館でNPOのことを考えなければならなくなったのか）

1977年（昭和52年）福生市公民館の開館からすでに22年が経過しようとしています。その後、1979年（昭和54年）松林分館が、1980年（昭和55年）には白梅分館が開館し、地域住民のためのいこいの場、文化創造の広場、学習の場として、福生市の地域性を反映し暮らしに密着した課題の解決・解消にむけての学習など様々な事業や講座を開催し、参加した市民による自主的で継続的なサークル活動も活発に行ってきています。

公民館の運営にあたっては民主性を重んじ市民自らの意志を反映するため、公民館運営審議会が置かれ、市民のための市民による運営が位置づけられています。

社会状況は少子化・高齢化・国際化・情報化・核家族化が進み、また、経済のグローバル化が進む一方バブル崩壊により社会全体の景気悪化を生み、ますます複雑な様相を呈しています。こうした状況の中で地方分権が推進され、地域での市民活動・自治意識の向上が求められています。

特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され後、法人格を取得したNPO法人は東京都で

264 団体(1999 年 12 月 9 日現在)、福生市においてもすでに 2 団体が設立されております。

今後 NPO 法人はますます増加し様々な活動の展開が予想され、活発な市民活動は地域住民から期待されています。NPO 法人という新しい枠組みをもった市民活動が提起する課題と視点を公民館として積極的に受け止め、これを公民館の役割と活動を見直すひとつの重要な契機とすることが求められているように思われます。

3 NPO 法人の福生市公民館利用ガイドライン

(1) NPO 法人の公民館利用について

社会教育法(以下「法」と言う)第 10 条では、「法人であると否とを問わず公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」を「社会教育関係団体」と認めています。

また、法第 20 条に記された目的に合致する活動に対しては、福生市公民館条例の第 11 条をもって「法第 20 条の目的で使用する場合及び委員会が公益上必要であると認めた場合を除き、使用料を徴収する」としています。つまり、公民館は上記の各条項に適合する限り、市民の自主的活動に等しく広く開かれており、その使用に際しては所定の手続きを行えば施設使用料を徴収しないこととなります。これは NPO 法人においても、これらの条項を満たしていれば従来の公民館利用団体と同等に扱うことを意味します。

公民館が地域住民にとってのいこいの場・学習の場・文化創造の広場、地域づくりをめざす学習の場として位置づけられてきた経緯を理解し、NPO 法人においてもこれらの視点を尊重することが望まれます。

(2) 公民館の NPO 法人への支援の方法と内容

まず、公民館が行うことのできる第一の支援は、上記(1)で述べたように施設の利用に関するものです。

NPO 法人の活動の多くは、その団体が直接係わる課題について学習し、実践するという循環型の活動であると思われます。公民館が積極的に支援できるのは、その内の学習という側面であろうと思われます。公民館(職員)本来の役割として、求めに応じて助言や情報を提供するということがありますが、NPO 法人に対しても同様な対応が必要と思われます。またこれとは反対に、公民館が新しい分野である NPO 法人の活動を知る上で、NPO 法人からの情報を収集し、それらを必要とする市民・活動団体に提供するつなぎ手としての役割と、市民に対して NPO 法人とどのような協働ができるかを助言する役割も加わると考えられます。

NPO 法人の受け入れを契機にそれにあわせて既存の団体の活動範囲も積極的に見直していくという方向で平等化・公平化を図るという考えが大切です。

しかし一方、公民館主催事業と NPO 法人の事業が競合するような場合や、共催あるいは委託事業というような場合も想定されますが、その点について次のように考えます。

公民館主催事業は法第 20 条(目的)に記されているとおり、その事業は福生市の住民す

べてに平等に広報され、市民の学習する権利を保障するために無料で提供されるのが原則です。公民館主催事業の方針に反することがないように参加費を徴収するものであってはなりません。また、その事業内容に関しては、法第 22 条及び第 23 条に適用もので、学習のテーマは地域の課題、人々の健康、生命、暮らしなどに関わるもので、その課題に取り組み解決をめざすもの（地域性と公共性のあるもの）すなわち法第 20 条にいう公民館の目的を達成することを目指すものであることが条件となります。

これらのテーマに基づく連携をすすめる中で、公民館事業・公民館活動の新たな展開が生まれてくるものと思われま。

（３） 公民館における物品の販売について

NPO 法人の活動においては、収益事業もその活動の一環としているところも少なくないようですが、それらの団体が公民館においても販売を行いたいとすることを想定し、次のように考えます。

法第 23 条では、「もっぱら営利を目的とする」事業を行うことを禁じております。ただし、その販売行為が、教育機関としての公民館での市民の学習や共同活動のひとつとして行われる場合や、あるいは障害者等を視野に入れた市民の成長発達を保障する社会的自立体験として行われる場合は、禁止の範囲ではないと考えます。非営利団体である NPO 法人においても販売に関しては、販売の主旨と収支が公表されることが条件となります。

4 NPO 法人に対する公民館運営審議会の今後の対応

今後、NPO 法人の数も増え、活動分野も多岐にわたりその活動の具体的内容も多様化してくることが予想されます。現時点ですべてを予想したり網羅したルール作りはきわめて難しいものと思われま。

NPO 法人の公民館利用について、また、公民館利用の目的及び本答申で述べた(1)、(2)、(3)に関連した事項に問題が発生した場合、その都度公民館運営審議会にかけ検討審議することとします。このことは福生市公民館条例第 17 条 2 項に記されている公民館運営審議会の職務に含まれる「調査審議」事項として位置づけ、今後の公民館運営審議会に引き継がれていくことが重要と思われま。

	サークル数	回収	回収率
本館	132	77	58.3%
白梅分館	50	27	54.0%
松林分館	48	27	56.3%
合計	230	131	57.0%

1、貴サークル・団体にとって「公民館」とはどんなところですか？

項目	本館	白梅	松林	合計
学習するところ	20.1%	18.4%	18.8%	19.4%
無料で自由に活動ができるところ	13.7%	14.5%	15.0%	14.2%
仲間と出会えるところ	23.0%	23.7%	23.8%	23.3%
仲間だけでなく他のサークルや団体の人とも知り合い、交流できるところ	17.2%	14.5%	20.0%	17.2%
自分たちのサークル活動に集中できるところ	19.6%	22.4%	13.8%	18.9%
無料で利用できるが、わずらわしい集まりがあるところ	1.5%	2.6%	3.8%	2.2%
法律や条例があるからこそ、市民が利用できるところ	4.9%	3.9%	5.0%	4.7%
その他ご意見があれば、お書き下さい。	3.9%	1.3%	5.0%	3.6%

2、公民館における利用者交流会・連絡会、まつり・つどいなどの実行委員会はどのような目的（役割）を持っていると思いますか？

項目	本館	白梅	松林	合計
利用者で作っていく場だと思う	27.5%	29.2%	26.4%	27.6%
公民館を利用するには、参加しなければならない(義務)と思う	11.8%	20.0%	5.6%	12.1%
公民館活動をしている人との交流や情報交換の場だと思う	29.8%	29.2%	30.6%	29.8%
サークル間の交流を深め、公民館のことをともに考える場だと思う	20.2%	15.4%	20.8%	19.4%
サークルや利用日時が違っていても、お互い知りあうことができる	10.1%	6.2%	16.7%	10.8%
まったく無駄で、必要ないと思う	0.6%	0.0%	0.0%	0.3%
その他ご意見があれば、お書き下さい。	3.4%	4.6%	5.6%	4.1%

3、貴サークル・団体では、公民館活動をしていく上でどのような話し合いをしていますか？

項目	本館	白梅	松林	合計
サークル運営や今後の活動について話し合っている	44.1%	34.9%	43.4%	42.2%
交流会・連絡会の報告や公民館のあり方なども話す	21.3%	23.3%	30.2%	23.7%
活動費や講師謝礼について話す	14.0%	11.6%	11.3%	12.9%
特別話し合いは行っていない	11.8%	16.3%	5.7%	11.2%
講師に任せている	2.9%	0.0%	0.0%	1.7%
会の代表に任せている	5.9%	14.0%	9.4%	8.2%
その他ご意見があれば、お書き下さい。	6.6%	4.7%	5.7%	6.0%

4．貴サークル・団体の活動年数は？

項目	本館	白梅	松林	合計
1年未満	6.5%	3.7%	3.8%	5.4%
1年～3年	9.1%	7.4%	11.5%	9.2%
3年～5年	10.4%	14.8%	0.0%	9.2%
5年以上	74.0%	74.1%	84.6%	76.2%

5．活動回数は？

項目	本館	白梅	松林	合計
月に1回（1～2回含む）	11.7%	3.6%	21.4%	12.0%
月に2回（2～3回含む）	19.5%	21.4%	28.6%	21.8%
月に3回（3～4回含む）	6.5%	10.7%	14.3%	9.0%
月に4・5回	46.8%	32.1%	25.0%	39.1%
不定期	9.1%	7.1%	10.7%	9.0%
回答なし	6.5%	25.0%	0.0%	9.0%

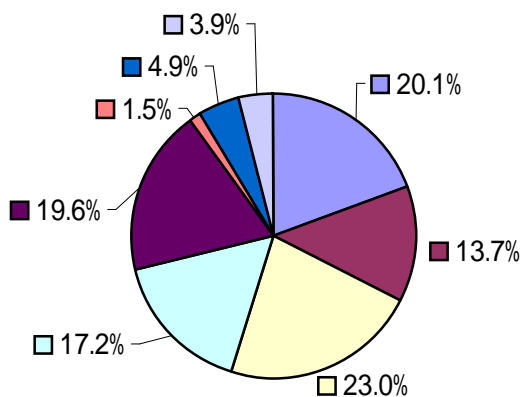
6．公民館以外の活動の場所があれば、お書き下さい。

項目	本館	白梅	松林	合計
記述されたサークル数	33.8%	25.9%	22.2%	29.8%

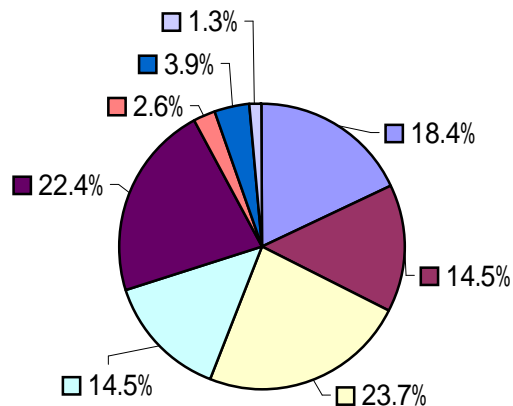
サークル名の記述なし：本館6サークル（集計に含む）

貴サークル・団体にとって「公民館」とはどんなところですか？

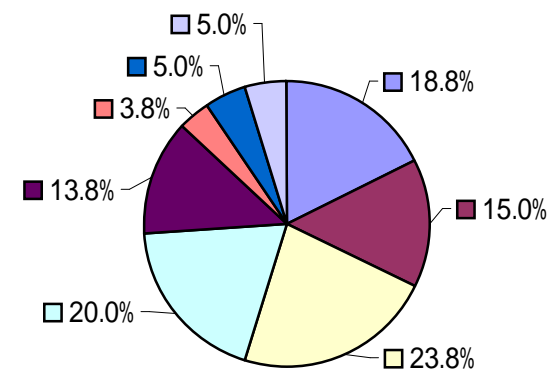
本館



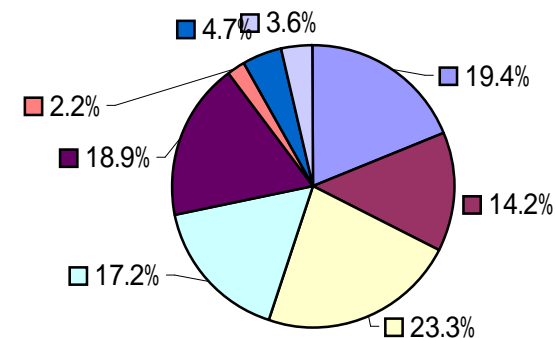
白梅



松林



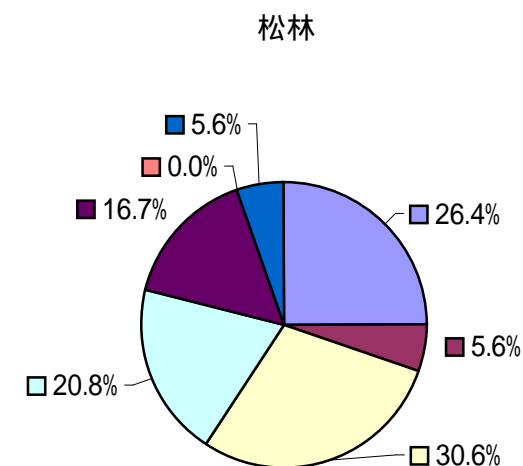
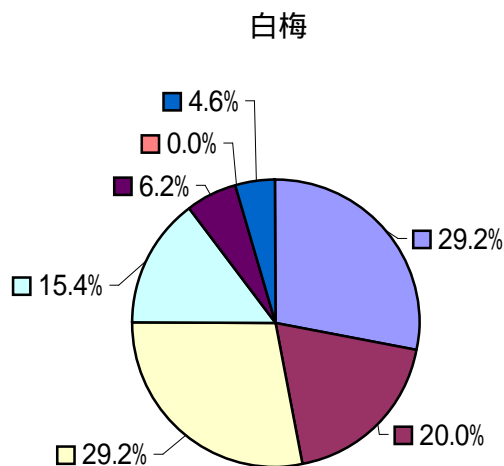
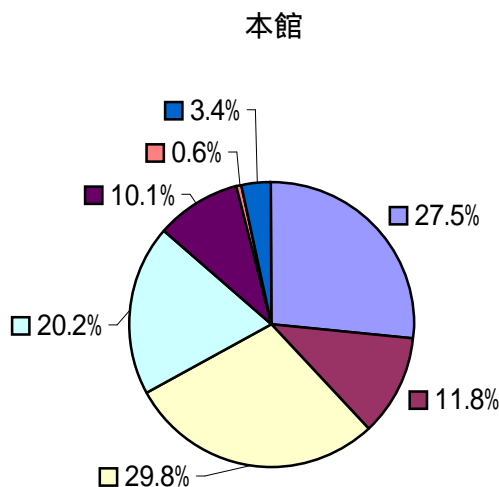
合計



本館	白梅	松林	合計
23.0%	23.7%	23.8%	23.3%
20.1%	22.4%	20.0%	19.4%
19.6%	18.4%	18.8%	18.9%

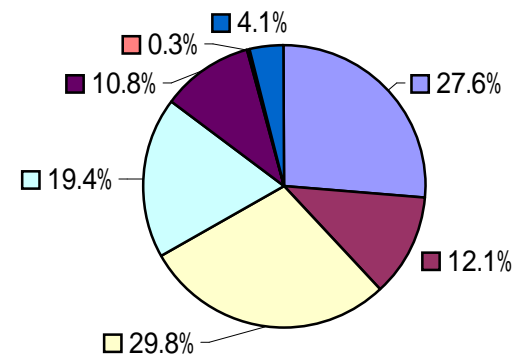
- 学習するところ
- 無料で自由に活動ができるところ
- 仲間と出会えるところ
- 仲間だけでなく他のサークルや団体の人とも知り合い、交流できるところ
- 自分たちのサークル活動に集中できるところ
- 無料で利用できるが、わずらわしい集まりがあるところ
- 法律や条例があるからこそ、市民が利用できるところ
- その他ご意見があれば、お書き下さい。

公民館における利用者交流会・連絡会、まつり・つどいなどの実行委員会はどのような目的（役割）を持っていると思いますか？



本館	白梅	松林	合計
29.8%	29.2%	30.6%	29.8%
27.5%	29.2%	26.4%	27.6%
20.2%	20.0%	20.8%	19.4%

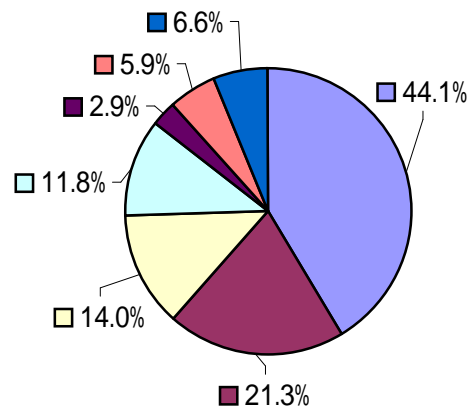
合計



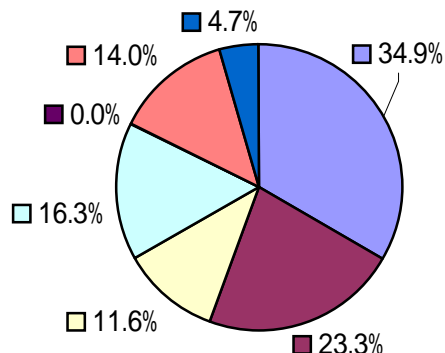
- 利用者で作っていく場だと思う
- 公民館を利用するには、参加しなければならない(義務)と思う
- 公民館活動をしている人との交流や情報交換の場だと思う
- サークル間の交流を深め、公民館のことをともに考える場だと思う
- サークルや利用日時が違っていても、お互い知りあうことができる
- まったく無駄で、必要ないと思う
- その他ご意見があれば、お書き下さい。

貴サークル・団体では、公民館活動をしていく上でどのような話し合いをしていますか？

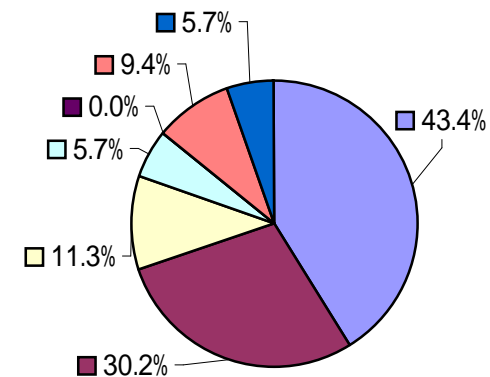
本館



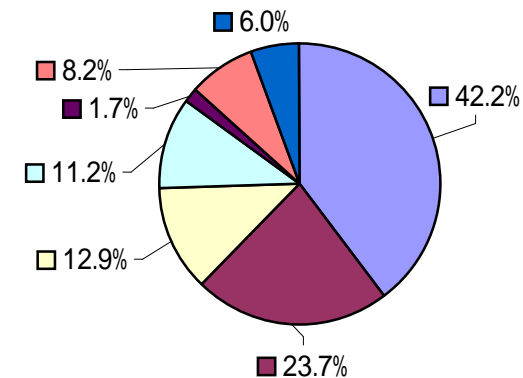
白梅



松林



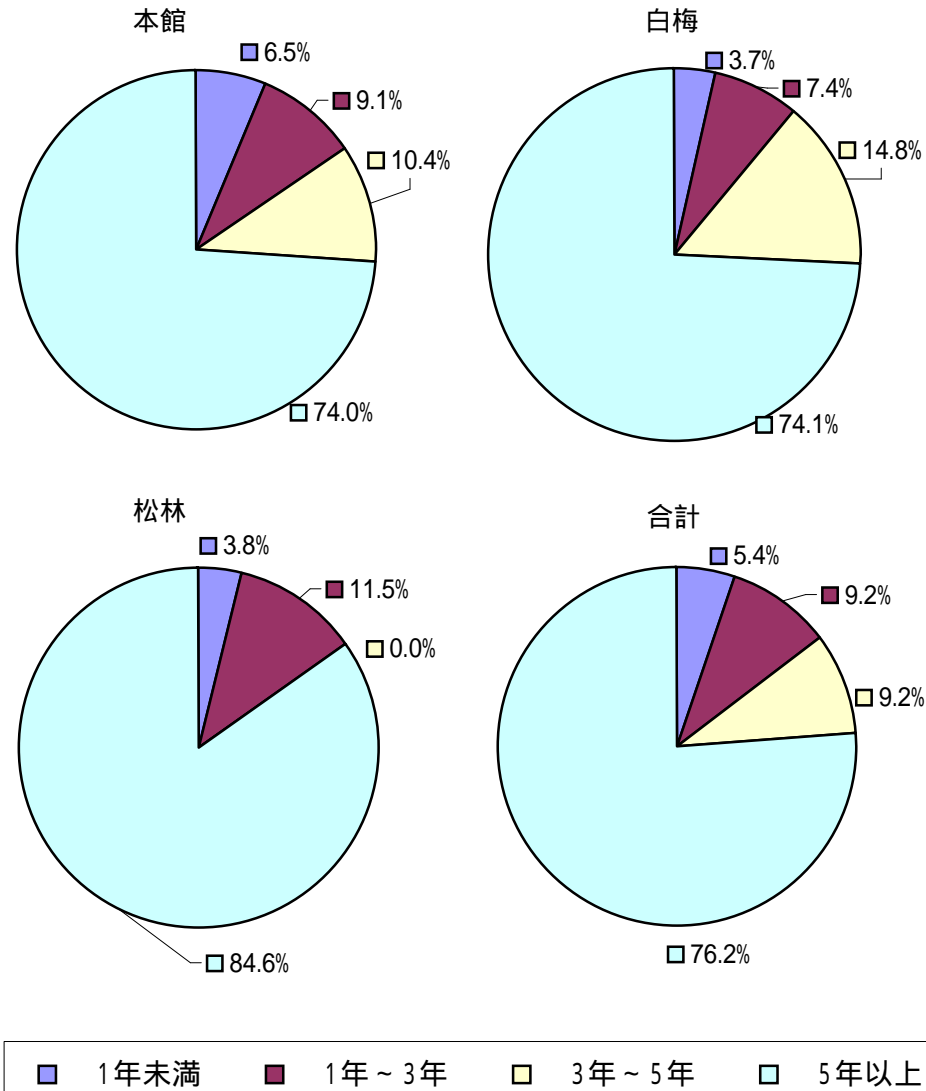
合計



本館	白梅	松林	合計
44.1%	34.9%	43.4%	42.2%
21.3%	23.3%	30.2%	23.7%
14.0%	16.3%	11.3%	12.9%

- サークル運営や今後の活動について話し合っている
- 交流会・連絡会の報告や公民館のあり方なども話す
- 活動費や講師謝礼について話す
- 特別話し合いは行っていない
- 講師に任せている
- 会の代表に任せている
- その他ご意見があれば、お書き下さい。

活動年数は？



活動回数は？

